

防災無線を導入していないために避難勧告が十分に伝わらなかった自治体があったということで問題になっております。防災無線導入に関して、長井の状況はどうなんでしょうか。市長にお聞きしたいと思います。

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 長井の場合には緊急通報システムというのを、ひとり暮らしの高齢者の皆さんの所帯に貸与して、この基本的に使えるようにというふうにしております。これは範囲は今184件であります。7月17日は1件、清水町の一丁目で野川の増水ということで通報がありました。これはやはりひとり暮らしの高齢者所帯の方から、なおその他でも要介護4の高齢者宅から上地区公民館、いろいろな皆さんからもあっておりますが、こういった今のシステムでありますので、防災無線等も順次検討し、整備していきたいと思っております。

鈴木良雄議長 4番、谷口栄子議員。

+ 4番 谷口栄子議員 最後になりますけれども、すばらしい東京芸術大学特別オーケストラの長井コンサートの大成功をお聞きして、中学生以下の無料30名の限定招待席があるというようなチラシでのご紹介なのですけれども、これにぜひ母子家庭で大変今子供を本物の芸術文化に触れさせようという教育になっているわけです。この機会に3,000円のお金は出せない。だけれども、本当に音楽を通して心豊かになっていただきたいということで、母子家庭のお母さん、子供さんたちなどを招待し、これからの教育に力を入れていただければと思います。その点も教育長の方をお願いをして質問を終わらせていただきます。

鈴木良雄議長 ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時02分 再開

藤原民夫議員の質問

鈴木良雄議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

順位8番、議席番号15番、藤原民夫議員。

(15番藤原民夫議員登壇)(拍手)

15番 藤原民夫議員 皆さん、お疲れさまです。午後1番の私は、通告してあります3点について市長に質問をいたすものであります。

通告の第1点は、置賜広域行政事務組合の事業として行っている「置賜広域ふるさと市町村圏」基金の保全と管理についてであります。

+ ふるさと市町村圏基金の設立は平成元年度からで、置賜市町村圏の計画的、一体的な振興整備を図ることを目的として、地域総合整備事業債などからの資金調達によってその造成が図られ、それから生み出される果実を事業費に充当するとして始められたものであります。その事業例としては、広域の観点から行われる地域経済・地場産業振興や文化振興、生涯学習、健康づくり・スポーツ活動、高度情報化事業など多様なソフト事業などのほか、広域市町村圏等が事業主体となる公共施設の整備などが挙げられているのであります。そのための基金造成は、平成元年度と2年度の2カ年間で行われまして、地域総合整備債から75%、一般財源25%を充てられ、事業が行われたのであります。2カ年間の合計で10億円となり、その運用益をもって事業費に充当するというものであります。

基金造成の内訳は、山形県が1億円で、残り9億円は3市5町の負担割合に基づいて各3市

5町の持ち分が定められたのであります。

ちなみに、市町村別の出資金は、米沢市が2億9,500万円、長井市が1億1,700万円、南陽市が1億2,990万円、高畠町が1億98万円、川西町が8,406万円、白鷹町が7,308万円、飯豊町が4,833万円、小国町が5,436万円で、県の1億円と合わせて合計総額が10億円となっているのであります。

繰り返すようですが、この基金の目的は、減債基金とか国保の基金のように元金そのものの利用や取り崩しを予定したのではなく、その運用益をもって事業費に充当するというものであります。したがって、こうした目的を持った基金の場合は運用益をどれだけ生み出すかというのがこの事業の成否を握ることになるわけでありまして。

この基金の場合、当初もくろんだ毎事業年度の利子収入は3,500万円であったのであります。しかし、この金額をクリアできたのは平成2年度から平成4年度までの3カ年だけであったのでありまして、その後、低金利時代に突入してからは初期の目的を達成したとはとても言えない金額に縮小しているのであります。つまり、地総債を各3市5町で借りて、それを原資にこのふるさと市町村圏基金に積み立てているわけでありまして、平成元年、2年当時の借り入れ利息を見ますと、長井市は7.85%、白鷹町は7%、小国町は7.7%など、つまり、7%以上の利息で原資を調達して、現在の借り入れ利息は0.03%でありますから、この運用については抜本的に見直すべき時期に来ていることは明らかであります。実際に平成15年度予算による運用益見込み額は、たったの518万円という惨憺たる状況であります。基金造成の失敗は既にだれの目にも明らかであると思いますが、市長はこの事態をどのように受けとめておられるのか、答弁を求めるものであります。

地方自治法では、住民の貴重な税金である公

金の確実かつ有利な方法での保全というふうに規定している観点からも、この事業には非常に重大な課題が提起されていると思うのであります。

そこで、以下2点について市長の見解をお尋ねいたします。

第1点は、ペイオフ解禁が問題となっておりますが、住専問題や一連の信組の経営破綻などの事態を受けて平成8年に預金保険法が改正されまして、預金保険機構の業務の特例として、ペイオフで保護される最低保障額1,000万円を超えて預金全額が保護されることにより、ペイオフが凍結されたのであります。さらに、16年度まで延期になった普通預金が保護されることになりましたが、ペイオフ解禁の時期が近づくとつれて大きな問題となってきますが、地方自治体の場合、現状のままで解禁が実施されれば、一つは、予算の財源である税や地方交付税などのいわゆる歳計現金、あるいはまた、ふるさと市町村圏基金などの各種の基金、そして制度融資のための預託金などが対象となると言われておりますが、このことに対してこの基金、どのような対応をとられるのか。また、ふるさと市町村圏基金はどのように保護されると考えておられるのか、置広の副理事長でもある市長の答弁を求めるものであります。

二つ目は、基金の取り崩しについてであります。去る7月の置広議会全員協議会の席上、基金の廃止を含めて取り崩しについて質疑が交わされたのであります。借り入れ利息が7%以上の原資で事業費を調達して、その運用益が0.03%しかないなどという基金事業の実態は、既に破綻しており、ふるさと市町村圏基金事業は廃止または基金の取り崩しを行って出資団体へ返すべきだというふうな意見まで出たのであります。もっとも、この協議内容を真に受けたかどうか、実際にある町では歳計予算にこれを繰り入れて話題になったという話もあるほどで

あります。

置広全員協議会の席上の意見として、今後、置広事務組合のごみ処理施設の余熱を利用する広域交流拠点施設の整備事業が進んで、その全体事業費が約4億2,400万円、オープンが平成18年度ごろというふうなことで、その運営維持費も置広事務組合で負担することになるなどから、基金を取り崩してその事業に財源を向けられないかという話が出たのであります。当局からの説明によりますと、基金の取り崩しについては、ふるさと市町村圏を構成している全国からの問い合わせがありまして、「ふるさと市町村圏基金の取り扱いについて」という自治省行政局の文書が示されたのであります。それによりますと、「近年、低金利により、十分な運用益が確保できない状況に鑑み、当分の間は、以下の要件を満たす場合、基金の一部を取り崩して目的事業の財源に充当することも差し支えない扱いとする」というものであります。以下の要件とは、基金の設置から10年が経過しているということ、構成市町村において議会の議決を得ている、つまり、出資額権利の放棄であります。基金造成に際して行った起債の未償還額を除いた範囲の金額であること、このような文書が出ているのであります。置広では議会の議決を除いて該当しているのであります。

そこで、市長にお尋ねいたします。ふるさと市町村圏基金事業が破綻している現実の中で、住民の貴重な税金である公金の確実かつ有利な方法での保全、管理という観点から、一つは、基金保有額をペイオフ解禁からどう保全しようとなされておるのか。また、二つ目は、基金の取り崩しについて、自治省見解にも抵触しないという現実の中で、理事会ではどのような方針をもって臨んでおられるのか、答弁を求めるものであります。

質問の第2点は、入札・契約手続等に第三者の意見を反映させる入札監視委員会を設置する

ことについて、市長にお尋ねするものであります。

平成15年度の建設業の倒産件数は、東京商工リサーチによる資料によりますと4,764件と、全産業倒産件数の30.8%を占めております。これを資本金階層別に見ますと、1,000万円から5,000万円の地域中小建設業者が全体の約50%、同じく100万円から500万円のいわゆる零細業者が約22%を占めているのであります。これらの階層の多くの業者は、金融機関の貸し渋り・貸しはがしとか、公共工事の減少などによって多くの企業が厳しい経営を強いられているのであります。

こうした中で、去る7月20日から3日間、私たち革新クラブでは、中小業者振興への自治体の入札・契約を改善する施策を調査・研究するために、新潟県上越市と長野県庁を訪問してまいりました。上越市では、「公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、昨年7月、公共工事の入札と契約手続等における公正性の確保と客観性、透明性の向上を図ることを目的に設置したもので、有識者3人、市民からの公募による委員2人の合計5人の委員で構成されているということでありました。改善された事項として挙げているものの中に、公正・公平性の確保を図り、業者間の受注機会の均等を図るために、工事の発注標準や格づけ基準などを改正したということ、

予定価格の事前公表、談合の防止と競争性の向上に効果があるとされている条件付一般競争入札の導入、また、あわせて郵便入札を試行しているということ、契約締結後に談合が判明した場合、市の契約解除権及び請負業者の損害賠償義務条項を規定したことなど、入札及び契約手続等に第三者の意見を反映し、透明性、客観性を高め、公平な入札・契約制度を目指している積極的な姿を研修することができたのであります。

翌日、長野県庁を訪れ、長野県の入札制度改善について研修してまいりました。長野県でも「公共工事の入札および契約の適正化に関する法律」の趣旨を踏まえて、平成14年、長野県公共工事等適正化委員会を設置して、入札・談合に関する調査等を精力的に行っている内容をつぶさに具体的に聞くことができたのであります。長野県の入札制度改革では三つの理念、すなわち、納税者が求める四つの条件、透明性、競争性、客観性、公平・公正性、この四つの条件が満たされる入札制度をつくる、いい仕事をする業者が報われる入札制度をつくる、公務員の意識改革を促す入札制度、この三つの理念を柱に立てて、これを達成するために五つの柱として改革の具体策を策定しているのであります。すなわち、談合のしにくい入札制度、民間能力・民意が反映する入札制度、競争性の確保と不当販売対策・工物品質の確保との両立、競争性の確保と受注機会の確保との両立、競争性の確保と行政効率の向上との両立、この5本柱を掲げて入札改革に取り組んでいるというその実態を研修してきたのであります。

私は、この両自治体が行っている公共工事施策から次のことを読み取ることができたのであります。すなわち、入札談合問題を制裁という観点で厳しく取り締まるという方法だけではなくて、地元業者への発注量を増加させる施策、発注価格の際限ない低価格競争を防止する施策、この2点において両方の施策がきめ細かく、統一的に実施されることが、地元中小業者の危機を防止する決め手につながるということを強く感じてきたところであります。

例えば、長野県では、下請業者保護の施策をきめ細かく打ち出している内容に、1億円以上の工事物件について、入札時に入札参加者に対して工事内訳書の中に下請業者名を記載するよう求めているということ、分離分割発注を促進して中小業者や専門工事業者の受注の機会

をふやしているということ、特定の業者が受注を独占するのを防止するために、手持ち工事件数の制限枠を設けているということ、一括下請け、つまり、丸投げであります。この丸投げを防止するために入札適正化法を厳格に適用しているということ、下請業者が元請業者に対して有している下請代金請求権の限度で、県が元請業者に支払うべき請負代金を代理する権利を有することを認めていることなどで、長野県がいかに下請業者保護の施策に心を砕いているかを各種の資料で知ることができたのであります。

私は、このたびの研修に当たって、長野県も上越市も公共工事の入札・契約の改革に取り組む姿勢は、一般的な入札制度改革ではなくて、地元業者の仕事確保、下請業者やそこで働く労働者へのしわ寄せ防止のための公務員としての意識改革なんだということでありました。具体的には、条件付一般競争入札制度については、地元中小元請業者が圧倒的多数を占める産業構造に合わせて、均等に受注機会を図るため制度を導入するというようにしております。そしてまた、入札参加資格審査の基準と透明性の確保については、不良不適格業者の入札への参入を防止するために、入札参加資格審査の基準を明確にして公正・厳格に実施するというようにしていること、大型公共工事は工種ごとに分離発注し、施工可能なものは思い切って地域中小建設業者に発注する。また、小規模少額工事については、随意契約によって地域建設業者に優先的に発注するというようにしております。また、JV、共同企業体による地域建設業者の受注の確保については、JVの組み合わせは県外大手企業と地元中小企業というパターンだけではなくて、地元中小企業同士の組み合わせも積極的に追及するという姿勢でありました。

市長にお尋ねいたします。

私は、入札・契約制度の改革について取り組

んでいる長野県と上越市の教訓から、少し長々と申し上げましたが、要は、自治体経費のうち、契約という形態をとって支出されるのが、決算資料によりますと、投資的経費のすべてと、それから物件費、維持補修費などであり、もちろんそれは市民の血税から支出される税金であるからであります。長井市の場合、平成15年度歳出総額は、決算カードによりますと約120億円。これに対してその23.5%を占める経費が契約という経費をとって支出されておるのであります。公費の厳正な執行を行うことは当然のことであり、官と業との癒着構造の払拭と透明性、公平・公正性の執行は公務員としての最低限の努めでもあると思うのであります。

同時に、私が言いたいのは、入札・契約にまつわる談合疑惑を払拭するという事だけではなくて、現在、中小建設業者の間で話題の中心となっている仕事確保とあわせて、入札改革の課題をも追求しているという自治体の姿を見てきたわけでありましたが、市としてもこの入札監視制度を立ち上げるというお考えは持っておられるのかどうかということでもあります。市長の積極的な姿勢をお伺いしたいと思うのであります。

次に、第3番目の質問に入ります。

去る5月20日、東北市長会総会が仙台市内で開かれ、席上、特別決議として「三位一体の改革に関する決議」が採択されたという報道がありました。この総会には63の市から市長らが参加されたということでもあります。当然、目黒市長も参加されたものと思います。さらに、各県市長会提出の29の議案を3分科会に分かれて審議したということでもあります。

さて、この三位一体の改革について、市長会での発言の内容と市長自身のご意見をお聞きいたしたいと思うのであります。

マスコミの報道によりますと、特別決議では、平成16年度の三位一体の改革は、国庫補助負担

金と地方交付税が大幅に削減された一方で、それに見合った税源の移譲が十分に行われず、市町村では過大な収入不足が生じ、住民のニーズにこたえるための財源確保が困難になるなど、苦しい予算編成を強いられたと指摘していたということでもあります。長井市においても、平成16年度予算編成に当たっては、実際にこの苦しみを味わったわけでもあります。

三位一体の改革とは、小泉内閣が国庫補助金の廃止・縮減、地方交付税の縮小、地方への税源移譲、この三つを一体的に進めることを建て前とする地方財政改革ということでもあります。この方向に沿った本年度の政府予算では、1兆円の国庫負担金を削減した上、地方交付税を3兆円近く削減したために、全国各地の自治体財政を直撃したわけでもあります。「地方でできることは地方で」という言葉を旗頭に、小泉内閣は地方分権の推進を公言しております。これに対して地方自治の現場はどう受けとめているのか。新聞報道によりますと、西日本の農村部に位置する町の町長さんの言葉であります。「国の補助金が削減され、身動きできない。故郷の町が消えるのは忍びないが、財政上の特例措置がある市町村合併を受け入れざるを得ない」、このように発言をされていたということでもあります。

地方交付税は今年度だけでも3兆円近くが削減されました。さらに、国が当然、財源を確保すべき義務教育費国庫負担金の退職・児童手当分の2,309億円や、公立保育所運営費1,661億円なども削られました。これに対する批判の高まりの中で、当面、交付金として、このたびの長井市の補正予算にあるような児童センターなどへの4億円先の交付税措置があるように、補てんがなされたものであろうと思うのであります。こうした三位一体の改革に対して全国町村会などでも「財源に乏しい個々の町村の財政にとっては深刻な事態だ」と批判が渦巻いていると報

道されているのであります。積立金や借金を使っても予算が組めなくなる市町村さえ生まれかねない状況の中、5月25日、引き続いて全国知事会、市長会、町村長会、各議会議長会の地方6団体が地方財政機器突破を目指す8,000人規模の総決起大会が開かれたとの報道もあります。

政府は、なぜ地方財政改革を強行しようとしているのでありましょか。「地方分権」という言葉は口実に過ぎないと思うのであります。基礎的財政収支、いわゆる返済額から借金額を差し引いた額であります。これを見ますと、平成2年度以降、国の収支は赤字額がふえ続け、マイナス19兆円にも達しているのであります。財源移譲の保障のない一方的な補助金・交付金削減は、国が抱える財政赤字を地方に肩がわりさせる道具立てにはほかならないと思うのであります。

全国知事会が賛成多数で決めた削減案はどんなものかといいますと、まず、国が教職員給与の半額を負担している義務教育費国庫負担金は、平成18年度までに中学校分8,500億円を削減する。さらに、21年度までに小学校分を含めて全廃するというものであります。義務教育費国庫負担金は教育の機会均等を保障し、全国的な教育水準を確保するために、国が財源保障に責任を負う制度であります。これを廃止すれば、自治体の多くが財政難に直面しているもとでは教育予算が削られ、教育水準の低下や自治体間の格差が危惧されるところであります。また、税源移譲にしても、都市部と農村部との自治体間の格差は避けられず、文部科学省の試算では40道府県が減収になるということであります。

そもそも国庫負担金は、国民の権利を保障し、行政サービスに国が財政的に責任を持つために設けられたものであります。福祉や教育など、長い期間をかけて国民と自治体の要求で制度化されたものも少なくないのであります。また、三位一体の改革をめぐる経済財政諮問会議が

まとめた提言では、「地方の国への過度の依存を改め、その自立性を高める必要がある」として、「補助金や地方交付税を必要最小限なものとする」というふうに強調しておりまして、「財源保障機能は課題だ」として大幅削減を求めるなど、地方交付税をばっさり削ろうというねらいであります。地方交付税は、どの自治体でも標準的な行政ができるよう、財源を保障したり、調整する制度であります。東北市長会総会で採択された特別決議、「三位一体の改革に関する決議」を掲げて、国から地方への財政支出削減、特に福祉、教育など住民サービスの水準切り捨てを具体化しようとしている政府に対して、この決議の精神に沿って強く反対を貫かれることを切望し、これに関する市長の決意をお聞きいたしまして、壇上からの質問を終わるものであります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 お答えします。

まず、ふるさと市町村圏基金でございますが、誤解のないように申し上げますけれども、出資金のいわゆる地総債から借り入れた分ですね、これは平成14年10月時点で全構成市町は返済をしておりますから、これは置広のものだと、3市5町のものだと。1億は県から出していただいたわけですが。そこで、余熱利用施設にこれが使えないかと、非常に今、財政が厳しいからということが理事会でも出ました。それは藤原議員が置広議会でも出られたというお話、今お聞きしましたけれども、というようなことで検討しようと、これは。具体的にまず地元の遠藤武彦代議士に内情をお話して、それから総務省に行ってみようじゃないかということで、今、そのコンタクトをとっているところであります。ご指摘のように、こういう置広みたいところで七つほど上がってきていると。ただし、総務省は

+

相も変わらず固くて、合併でもしない限りはやはりそれは基金として残すべきだというようなこともちらっと言っている向きがあるようであり、事務的には、しかし、私はそうは思いません。藤原議員がご指摘のように、もはやこの利息でなんていうのは0.03%ですから、ほとんど当てにならない。それから、いろいろな花輪づくりの事業なんかもやってまいりましたけれども、まず一応、もう10年たちましたから、市町村をぐるりと一回りしたと。そして今、一番の課題は、余熱利用施設、10数億かかって、それから運営費がこうだということですよ。それで、しかも、各市町の財政状態が厳しいということですから、これは私はこのところに充てるのはやむを得ないというか、充てた方がいいというふうに思っております。したがって、粘り強くこの交渉をしていきたいと。できれば全額であります、そうはなかなかいかないとすれば、全国的に言うと半分ぐらいとか、40%から45%というところもあるようですから、まず実現可能なところからでもやるべきではないかというふうに私は思っておりますし、その姿勢で今後も理事会等でも努力をしてみたいと思います。

なお、最終的にはやはり議会の皆さんの承認を得られなければいけません。こちらの議会もそうですし、置広議会の皆さんとよく力を合わせていかなければいけない問題だというふうに思っております。

保全等につきましては、かなり分散しておりますし、そのことについては、やはり理事会等もいろいろ議論をしておりますが、案が出た段階でまた置広の議会の皆さんとも相談するということになるのではないのでしょうか、いわゆる来年の4月1日以降についてはですね。

次に、入札・契約の手続等についてでありま

す。

長野県及び上越市に行かれて勉強されたということではありますが、この内容は、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律、第15条第1項の規定に基づきまして、発注者である国、特殊法人、地方公共団体が公共工事の入札及び契約の適正化を図るために取り組むべきガイドラインとして適正化方針が作成されたと。それを受けて県や市町村が今順次やっている。その一環というか、その中の一つの項目と私も受けとめます。この指針の中でも、入札及び契約の透明性を確保するために、その手続に関し、学識経験者等からなる第三者機関の設置等の方策を講ずるというために、入札監視委員会等を設置したらどうかということではありますが、その監視委員会だけではないと思いますね、やはり。たくさんの項目があると思います。実現可能なところから取り組んでいると思いますし、他市の状況等も確認しながら、全般的な見直しを進めているところではありますが、時間がかかると思われます。したがって、この見直しの中で、藤原議員のご指摘の入札監視委員会の設置についても検討してみたいというふうに思います。

3番目の東北市長会総会の特別決議についてではありますが、これはやはり去年の12月に随分おくれて、突如とてかく三位一体だと称しながら見直し、具体的に補助金、それから交付税がばっさりやられて税源移譲が進まなかったと。したがって、今年度は非常に苦しい予算編成を全国の自治体でやらなければならなかったと。赤字予算を組もうなんていうところも出てきたわけです。その赤字は全部国が減らした分だよと。こっちはちゃんと毎年だってやるんだよというような平良市のような例がありました。しかし、いろいろとやりとりをしながら苦しい予算編成をしたという

状況の中で、各県の市長会も東北市長会も、ここはひとつ物申さなければいけないということでこの三位一体の改革に関する決議をしたということであります。

私は、この決議について議論をしながら、まさにそのとおりであります。ただ、全面的に三位一体そのものに反対だということにはなかなか、そういうふうになりますと、これは全面対決であります。そういう全面対決は県や市町村はやはり対等なパートナーシップということから言ってもおかしいと。むしろ提言をすべきではないかというのが非常に多くなりました。改革派市町村サミット等でも具体的な提言をしたところあります。一部は私は取り入れられたと思います。補助金の削減と税源移譲。前はなかなか所得税とか消費税といういわゆる基幹税等の移譲については、財務省は絶対だめという感じなのです。特に消費税だけはふえるという予測をしていますから、これは譲れないという感じでありましたけれども、このところ、基幹税という、あるいは所得税や消費税という文言も入るようになってまいりました。提言等も一部受け入れてきているような気がいたします。

この間も述べましたけれども、17年度以降の三位一体の改革の進め方について、総務省も麻生プランの中で、17年度の交付税等は前年度と同程度の水準にしるということを経済諮問会議でも強く主張すると。それから、交付税算定に行革努力が報われる要素を導入するという文言が初めて入ったわけでありまして、これもやはり我々の一つの提言のあれでありますよ、言ったことをようやくここに文章として入ったという意味では、我々もこれからも積極的に提言をしていかなければいけないというふうに思っております。

それからもう一つは、いわゆる補助金の削減について、地方6団体にそっちで決めると、

こういうふうに言ってきましたね。そこで、地方6団体も、あのとおり新潟での知事会でも喧喧諤諤、市長会等でも喧喧諤諤、やはり規模によって違いますから、大きい自治体は税源移譲のメリットがあるのですが、やはり10万人以下は余りないのです。小さいところほど反対です。町村会なんていうのは非常に厳しいわけですよ。税源移譲で補助金の削減は全然ペイしないと。いろいろ新聞は温度差と言いますが、主張の度合いが違います。しかし、やはり地方6団体もまとめるという努力をしなければいけないというところで、不十分ながら、知事会も市長会も今提言をしているところあります。山場は10月の末から11月だと思えますね。ここに向けてまたそれぞれの団体で提言をしながら、陳情・要請活動もしていかなければいけないという山場の設定になっていると思えますから、その精神でこれからも取り組んでいきたいというふうに思います。私は比較的積極的のみずから発言している方だと思っておりますので、その提言なり提案なり、発言をさらに強く続けていきたいと思っております。

以上です。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 大変積極的なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。それぞれ一つずつお聞きしたいと。

一つは、市町村圏の事業なのですが、市長もこの余熱利用施設をですね、もう構想も進んでおり、もう取りかかるばかりになっているというふうな状況になっているということ、それから、このペイオフの解禁がもう進んでいるというふうなことから、そのうち試してみようということではなくて、こうだというふうな方針を直ちに打ち出しておかないと、うまくいかないのではないかという気がするのです。やはり私は、市長のおっしゃられるよう

+

に、3市5町で進めている余熱利用の運営とか、あるいはどういうふうな経費になるか、その経費が充当するのが当然でないかという感じがするのです。それで、今度の理事会あたりでも、恐らくほかの理事さんあたりからもこういったことは出るのではないかと思うのですが、やはりきっちりしておかないと、これはうまくないのではないかというふうに思うのですが、その点をもう1回ご答弁をお願いいたします。

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 ついこの間も朝飯を食いながら議論をいたしました。大枠でこの10億について、できるだけ全額できなかつたら45%でもいいと。これをやろうということについては、ほぼ理事会もまとまってきたのではないかという気が私はいたします。したがって、しっかりとした交渉の行動にこれから移らなければいけないのではないかと。そこが取り崩されますと、10億のうち4億5,000万がなくなるわけですから、ペイオフについての危険性も45%は少なくなるわけでありまして、その後の順次5億5,000万等についても、やはりしっかりと検討しながら、しかし、金融機関の個々のことについてもありますから、これは内容はお互いに理事会等や議会等で議論されていることが表に出るということではないと思いますけれども、皆さんから地総債から1億借りたとは言っても、全部血税で各市町が出した大事な資金でありますから、保全には万全を期していかなければいけないというふうに思っております。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 この機会に市長に同じ市町村圏のことでお聞きしたいと。私も調査もしないでこのような発言は非常に失礼なのですが、皆さんの前でぜひお聞かせ願いたいと。定期預金と定額預金があるのです。定

期預金と普通預金があるのです。この10億円。その預金の仕方が、普通銀行、一般の銀行が定率で1,000万ずつとか、あるいは5,000万ずつとかいうふうになって、農協にだけ非常に偏って預金をしていると。これについては、一体どういうふうなメリットがそこにあるのか、どうしてそうなったのか、ついでにその辺をお聞かせ願いたい。

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 これはまさに置広議会でご議論なさるべき問題であります。皆さんの議会の中からも代表者が出ておられるわけですし、それから、先ほど申しましたように、個々の銀行等についての検討については、これまでのいきさつ等もあったと思いますが、それはやはり議会の皆さんも、これはここでは差し控えさせていただきますと思います。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 それ、この原資は市民の貴重な税金なのです。ですから、市長はそれに答える義務があるのではないですか。

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 置広の理事会や議会で決まって表立ったことであれば、私は答えなければいけないと思います。そして、この議会の皆さんにもお諮りしなければいけないと思いますが、まさにこれから4月1日にどうするかということについて今検討中なのです。これは、しかも、まだまだやはりいろいろとあると思います。4億5,000万、いや何ぼになるかわかりませんが、それがどうなるかということもまだこれからなのです。というような段階で言えば、私はやはりこの具体的な件については、それぞれ置広の議会でも議論していると思いますし、理事会でも議論しておりますが、差し控えさせていただきますと思います。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 次に移りますが、入札

監視委員会について、前向きなご答弁をいただいたわけですが、これは私どもが研修してきた上越市も長野県でも第三者をこれに入れているのですね。第三者がこの監視委員会に入る。ここにまた大きなメリットといえますか、立場からすれば前進があるのではないかと。もし長井市でもこれを追求なされるというふうなことだとすれば、これ、内部の監視ということだけではなくて、一般公募、あるいはどういう形での第三者が入るかはともかくとして、第三者が入る、そういう委員会でない監視という意味をなさないのではないかとというふうな感じがいたしますが、その点についてはいかがですか。

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 当然、藤原議員のご意見等も踏まえて、今検討しているところであります。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 ぜひこれを早く、しかも、なかなか仕事がないというふうな業者の声もそちこちでお聞きしますので、こういったことにもこたえられるような入札・契約の委員会ができればいいなというふうに思うわけでありませう。

次に、3番目の三位一体の改革ですが、きょうの新聞をちょっとコピーしてきたのですが、現在、いや、この8月末に政府の経済財政諮問会議が開かれたということなのですね。それで、日経連の奥田会長など4人の民間議員から、地方交付税などで改革の提案がなされた。この内容は、国が財源を保障すべき義務的部分と、地方の自主的部分に分けるべきだと、この地方交付税をですね。国の財源保障の義務的部分と地方の自主的部分に分けるべきだと。国の基準を上回るような地方自治体のサービスなどは、地方財政計画から切り離せというふうなことを発言なされている。それで、地方交付税は地方財政全体の2、3割を支える大事な柱なわけですが、しかも、福祉や教育など、全国

どこの自治体でも標準的な行政サービスが受けられるようにするために欠かせない財源なわけです。この必要な経費に財政力が足りない自治体には、その格差を補うという仕組みなわけで、都市と農村では財政力も違うし、積雪・寒冷地、あるいは離島、離れ島のようなところでは独自の行政サービスも要ると。この辺では積雪・寒冷地帯でありますから、そういったことで地域ごとに異なる条件、こういうようなものがあるわけですが、これは財源保障は義務的部分だけ削れと、こういう非常に地方の自治体にとっては大変な発言をなされると。しかも、これが来年度、具体化されるということになりますと、地方交付税の縮小・削減、こういうものにつながるのではないかと問題を指摘している新聞記事をけさ見たのですが、こういった政府の経済財政諮問会議、この奥田会長などの発言について、市長は、この人は前からこういった発言をしておられるわけですが、どういふふうなお考えを持っておられるのかお聞きいたします。

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 私は市長にならせていただきましてから市民の皆さんの代表で、特に、例えば、アドバイザー委員のように委員に入った。そして、自分で聞いたというような発言については、コメントはできると思いますが、新聞等でのあれにはやはり軽々にはなかなか言えんという気はしているのです。それはそれぞれ経済諮問会議だって、各代表者の皆さんがおられますから、私がもしそこにいて聞いたということであれば、私の意見も申し上げるわけですが、マスコミ等という発言については、慎重にご答弁申し上げながら、やはり地方の利益と長井市のために慎重に、かつ大胆に発言をしてまいりたいと思いますので、マスコミ等についてはご容赦を願います。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 この意見は、結局、こ

の三位一体の改革議論の一つの焦点に今後なっていくのではないかなという危惧を感じたものですから、ご意見をお聞きしたいというふうに伺ったわけではありますが、返事がもらえないとすれば、それは仕方がないというふうに思います。

以上で質問を終わります。

#### 内谷重治議員の質問

鈴木良雄議長 次に、順位9番、議席番号2番、内谷重治議員。

(2番内谷重治議員登壇)(拍手)

2番 内谷重治議員 21世紀に入ってことして4年目、イラク戦争以降、たび重なるますますの激しさを加えるテロの連鎖、そして、温暖化の進展など悪化する地球環境、そのほかもろもろ世界の政治経済、社会現象、いろいろな意味ではよきも悪しきも新しい潮流の端境期にあるのではないかなという感を強くしております。国内に目を転じてみても、たび重なる台風、大水害や地震、噴火など天変地異に加えて、子供が犠牲になる残虐な殺人事件など、暗い社会、そして、議論なき国会に無責任さの目立つ小泉首相など、どこかこの国はおかしいと感じておるのは私だけではないというふうに思います。

一方で、21世紀に入って最初のオリンピックがオリンピック発祥の地ギリシャで開催され、日本選手の活躍ぶりには目を見張るものがありました。プレッシャーを物ともせず、すがすがしい笑顔でメダルを手にする選手を見て、日本も個が輝く時代になったと改めて感じたところです。

さて、当長井市におきましては、ことしは実に記念すべき節目の年であります。市制50周年

に加えて、旧国鉄長井線が長井駅まで開通してちょうど90年であります。さらには、長井南中卓球部の連続4回の全国大会出場、北中の野球、南中のサッカーは、置賜初の全国大会出場と聞いております。そして、バトミントンも全国大会に出場したという、市内中学生の抜群の活躍が目立っております。私たち大人も、そして市議会も、次代を担う子供たちに恥じないよう、市勢の発展、福祉の向上に決意を新たにしたいところであります。

それでは、事前に通告してあります、フラワー長井線を存続させ、中心市街地の活性化を図るための1点につきまして、順次質問をしてまいりますので、市長を初め当局の皆様のお明確かつ簡潔な答弁をお願いするものであります。

それでは、まず第1点目、フラワー長井線が廃止された場合の影響について、長井のまちづくりと、特に教育上の観点からお伺いいたします。

旧国鉄長井線が長井駅まで開通した大正3年からことして90年、全線開通の大正12年からは81年が経過しております。昭和63年には第3セクター、株式会社山形鉄道として経営形態が変わりましたが、なぜこの長井に鉄道が引かれたのか、旧国鉄長井線、第3セクターフラワー長井線という、「長井」という冠のつくこの鉄道の存在意義は何だったのか、ぜひ市長の見解をお伺いしたいと思います。そして、その使命と今までの功績を含めて見解をお伺いするものであります。

次に、この項の2点目でありますけれども、フラワー長井線は、高校生の通学など、地域住民の欠かせない足として大きな使命を担ってきたわけではありますが、モータリゼーションの進展や過疎化、少子化などの社会環境の変化による営業収支の減少に加えて、赤字補てんのための基金も元金自体が取り崩され、底をつく状況になっております。今、まさに存続か廃